

## 【通所介護・第一号通所事業 重要事項説明書】

1 管理者 押川 美香

電話 0985-64-0255(午前7時～午後18時まで)

\* 緊急時・御相談等の場合は上記の時間外でもご連絡ください。

2 デイサービスセンターはくじゅの概要

① 提供できるサービスの領域と地域

名称	デイサービスセンターはくじゅ
所在地	宮崎市大字田吉字東前島2478番1
介護保険指定番号	通所介護4570108680
サービスを提供する対象地域	宮崎市にお住まいの方

② 同センターの職員体制

職種	職員体制	資格	常勤	非常勤	計
管理者	1名	社会福祉主事	1名		1名
生活相談員	1名以上	社会福祉士 介護福祉士	3名		3名
機能訓練指導員	1名以上	理学療法士 柔道整復師 看護師	2名	4名	6名
看護職員	1名以上	看護師 准看護師	1名	2名	3名
介護職員	7名以上	介護福祉士 初任者研修 実務者研修 認知症基礎研修	8名	1名	9名
調理員	1名以上	調理士		3名	3名

③ 同センターの設備の概要及び、御利用可能設備

定員	45名
食堂兼機能訓練室	143㎡
浴室(一般浴)	2人浴槽・一人浴槽×2
静養室	2室(ベット2)
相談室	1室
送迎車	6台

④ 営業時間

月曜～土曜	午前7時～18時
-------	----------

3 サービス内容

サービス種別	内容
入浴	御利用者の身体状態に応じ、一般浴にて入浴サービスを提供させていただきます。
食事	栄養と御利用者の身体状態に配慮し、バラエティに富んだ食事を計画的に提供させていただきます。
送迎	御利用者の希望時間に出来る限り添えるよう配慮し、自宅から当施設まで専用車等で送迎を行います。
排泄	御利用者の身体状態に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
着替え・整容等	1) 入浴の際などの着替えの援助が必要な場合は、適切に援助を行います。 2) 入浴後には、適宜、髭剃り、爪切り等の整容を行います。
生活リハビリ	生活リハビリの観点から、各種レクリエーション、アクティビティーを通じて、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理と救急時の対応	1) 来所時・入浴前(必要に応じ)・体調不良時に血圧・体温等バイタルチェックを行い、健康状態を確認いたします。 2) サービス提供中に、事故等が発生した場合には、速やかにご利用者の御家族・関係機関等に連絡するとともに、応急手当、病院への搬送、救急車の手配等を行います。
相談及び援助	御利用者及びご家族からの、いかなる相談についても誠意をもってこれに応じ、可能な限り必要な援助・助言を行うよう努めます。
運動器機能訓練加算	自立した日常生活を営むために、生活機能の向上へ向けた機能訓練を行います。
個別機能訓練加算	御利用者の生活意欲が増進されるよう支援し、心身の状況に応じた機能訓練を行います。
口腔機能訓練	御利用者の口腔状態について知っていただき、口腔内ケアの重要性や必要な援助・助言を行います。

#### 4 料金

##### ① デイサービス利用料

指定通所介護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている負担率の1割・2割・3割とします。（負担割合については介護保険負担割合証で確認をさせていただきます。）

\* 参考 2024年4月1日時点での料金

##### 介護予防通所介護

予防給付	1ヶ月当たりの料金 (1割)	1ヶ月当たりの料金 (2割)	1か月当たりの料金 (3割)
要支援1	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	3,621円	7,242円	10,863円

##### 通所介護

基本（7～8時間）	1日当たりの料金 (1割)	1日当たりの料金 (2割)	1日当たりの料金 (3割)
要介護1	658円	1,316円	1,974円
要介護2	777円	1,554円	2,331円
要介護3	900円	1,800円	2,700円
要介護4	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	1,148円	2,296円	3,444円

基本（6～7時間）	1日当たりの料金 (1割)	1日当たりの料金 (2割)	1日当たりの料金 (3割)
要介護1	584円	1,168円	1,752円
要介護2	689円	1,378円	2,067円
要介護3	796円	1,592円	2,388円
要介護4	901円	1,802円	2,703円
要介護5	1008円	2,016円	3,024円

基本（5～6時間）	1日当たりの料金 (1割)	1日当たりの料金 (2割)	1日当たりの料金 (3割)
要介護1	570円	1,140円	1,710円
要介護2	673円	1,346円	2,019円
要介護3	777円	1,554円	2,331円
要介護4	880円	1,760円	2,640円
要介護5	984円	1,968円	2,952円

## 加算

入浴加算	(Ⅰ) 40円/回
	(Ⅱ) 55円/回
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定の単位数の9%加算されます。
個別機能訓練加算	(Ⅰイ) 56円/日
	(Ⅰロ) 76円/日
	(Ⅱ) 20円/月
口腔機能向上加算	(Ⅱ) 160円/月
科学的介護推進体制加算	40円/月

## 介護保険外のサービス

昼食費	600円/1食(おやつ含む)
おむつ代	実費徴収
その他必要と認められる費用	実費徴収 *屋外行事の諸施設利用、写真代等については 事前に支払いに関して文章で説明いたします。

### ② 支払方法

毎月、10日までに前月分の請求を、手渡しもしくは郵送いたします。お支払方法は「口座引き落とし(20日)」でお願いします。「口座引き落とし」は別途書類を作成します。

## 5 サービスの利用

① サービスの利用日	毎週	曜日	週	回
② ご利用時間	午前	時	分	～ 午後 時 分

### ③ サービスの終了

#### 1 お客様の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了希望する日の1週間前までに文書でお申し込みください。

#### 2 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月までに文書で通知いたします。

#### 3 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当と認定された場合

\*介護保険外の対応もしております。

- ・お客様がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

・当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを3カ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず1ヶ月以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3カ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様や御家族などが当センターや当センターのサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合があります。

## 6 健康上による中止

- ① 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りさせていただくことがあります。
- ② 来所後の健康チェックの結果・体調不良が著名の場合、サービスの内容の変更中止をさせていただく場合がございます。その場合、御家族に連絡の上適切に対応いたします。また、必要に応じて速やかに、御利用者の関係機関・主治医・近隣の医療機関など、連絡を取り必要な処置を講じます。

## 7 当デイサービスの特徴等

### 運営方針

- ① 御利用される方の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活全般にわたる援助及び生活リハビリを行い、御利用者の社会的孤立感の解消及び、心身機能の維持並びに御家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ② 心身の状況やその環境に応じて、利用される方の意向を尊重し、適切なサービスが効率的に提供されるよう配慮して行うとともに、宮崎市、居宅介護支事業者及び、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。



## 10 衛生管理、感染症防止

事業所内の備品・器具・設備等の清潔保持や消毒に努め、常に衛生管理及び感染症時におけるBCP（事業継続計画）に基づく対応を行い、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な研修・訓練（机上訓練含む）を実施します。利用者の検温や様子確認、症状の訴えから感染症を疑う場合は、エプロン・手袋・マスク・フェイスシールド等を着用し、感染防止マニュアルに沿って感染拡大防止に努めます。

## 11 事故発生時の対応

通所介護の提供により、事故が発生した場合には、当該利用者の家族、医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じます。また、事故状況及び事故に際して採った処置について記録もします。

## 12 虐待防止について

等施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ②職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施します。当施設はサービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとします。

## 13 ハラスメント対策

- ①当施設は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 14 身体拘束等の適正化のための取り組み

当施設は、利用者に対する身体拘束、その他行動を制限する行為は行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、機関等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録、記録の整備や適切な手続きを経たうえで身体等の拘束を行うものとします。

利用者に対する身体的拘束適正化のため、以下の措置を講じます。

- ①身体的拘束等の適正化のための指針の設備
- ②身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を念回以上開催
- ③介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化の為の定期的な研修を実施

15 サービス内容に関する苦情

① 当センター御利用者相談・苦情担当

管理者 押川 美香 電話 0985-64-0255

② 宮崎県国民健康保険団体連合会 電話 0985-25-4901

③ 宮崎市介護保険課 電話 0985-21-1774

Fax 0985-31-6337

16 第三者による評価の実施状況

無

17 当社の概要

名称	株式会社オフアサポート	
代表取締役・氏名	代表取締役 服部 幸雄	
所在地・電話番号	宮崎市島之内古川3535-2	
	電話	0985-71-0006
定款の目的に定めた事業	通所介護	2ヶ所
他施設等	介護予防通所介護	2ヶ所
	訪問介護	1ヶ所
	介護予防訪問介護	1ヶ所
	住宅型有料老人ホーム	1ヶ所

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本文書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	株式会社オフアサポート		
所在地	〒880-0121宮崎市島之内3535-2		
名称	代表取締役	服部 幸雄	印
説明者	氏名		印

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護について重要事項の説明を受けました。

御利用者	住所	_____
	電話	_____
	氏名	_____ 印
代理人	住所	_____
	電話	_____
	氏名	_____ 印